

## 用語解説

計画中、アンダーラインを引いた記した用語の解説をしています。

行	ページ	用語	説明
あ	P29	埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度	高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、これらの方々の住まい探しをサポートする制度。
	P35	エコ住宅	断熱性能が高い外壁や窓、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー利用設備、高効率給湯器、家庭用燃料電池などを有する環境性能の高い住宅。
	P22	NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体を言う。医療、福祉、環境保全、国際交流、災害復興、まちづくりなどさまざまな分野で活動し、平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」より、法人格を得た団体を特にNPO法人と呼ぶが、法人格のないボランティア団体や市民活動団体なども含めてNPOといわれている。
	P38	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
か	P33	快晴日数日本一	快晴とは、1日の平均雲量(10分比:空全体の中で雲が覆っている割合)が、1.5未満の日のことをいう。埼玉県は平成12年から21年の10年間の快晴延べ日数が518日で日本一(2位は宮崎県で487日)。単年度でも7回日本一になっている。
	P40	瑕疵担保保険	住宅瑕疵担保履行法で義務付けられた資力確保措置の一つとして、事業者が住宅専門の保険会社に加入する保険。これにより、万が一、事業者の倒産などにより、瑕疵の補修等が行われない場合には、購入者に保険会社から保険金が支払われる。
	P44	借上げ制度 (公営住宅)	平成8年8月の公営住宅法の改正により、直接建設型に加えて導入された供給方式。内容は、民間事業者や地方住宅供給公社、都市再生機構等の公的機関が新築し、又は保有する住宅のうち、一定の規模や設備を備える優良なものを公営住宅として借上げるもの。
	P34	環境性能	省エネや省資源・リサイクルといった環境負荷削減性能や、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった建築物の性能のこと。
	P29	居住支援団体	住宅確保要配慮者の住まい探しを支援する民間の団体。NPOや社会福祉法人などが該当する。
	P29	グループホーム	高齢者や障害者が小人数で共同生活を営む住居をさし、介護者が常駐する場合としない場合がある。広い意味では、グループリビング、コレクティブハウス、コーポラティブハウスなども含めグループホームと呼ばれる場合もある。これらのうち、高齢者のグループホームは、比較的安定的な状態にある認知症の要介護者が共同生活を営み、食事、入浴などの介護や日常生活の世話を受ける住居である。障害者のグループホームは障害者が日常生活における支援を受けながら、共同生活を営む住宅である。 なお、ひとり暮らしのお年寄りや老夫婦などが、気の合った仲間などと助け合いながら共同生活を営む住居もグループハウスと呼ばれるが、グループリビングとして区分される場合が多い。
	P58~69	Gha (グロスヘクタール)	グロス面積は、宅地開発事業地の全事業区域を示すもので、ミディウムグロス面積に幹線道路、公園等を加えたものである。 ※ミディウムグロス:ミディウムグロス(M.G)は住宅の敷地面積(NET)に細街路、プレイロット等を加えたものである。
	P34	建設副産物	建設工事に伴い生ずる副産物。原材料として利用の可能性があるコンクリート塊などのほか、そのまま原材料となる建設発生土などがある。

P34	建築物環境性能表示制度	建築物の環境性能について、販売広告等に表示する制度。 埼玉県では、延べ面積2,000㎡以上の建築物の環境配慮の取組について、環境評価システム（CASBEE埼玉県）を使用して評価、公表する「建築物環境配慮制度」を実施している。このうち、分譲マンションについて、評価結果を販売広告に表示する制度を実施している。	
P45	公営住宅の供給戸数の目標量	住生活基本計画の都道府県計画において定める計画期間における、空家募集、新規整備、建て替えによる公営住宅の供給目標戸数。	
P27、38	郊外住宅団地	昭和40年代から50年代にかけて、中心市街地から離れた郊外において、主に大規模開発によってまとまって供給された戸建て住宅群。	
P8	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（5歳階級ごとに算出。）を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。	
P27、33	子育て応援住宅	住戸や共用部などの仕様や子育て支援サービスの提供など、ハード・ソフトの両面において子育てに配慮した住宅を埼玉県が認定する制度。平成23年7月からマンション認定制度が運用を開始している。	
さ	P34	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。
	P30、40、55	埼玉県住まい安心支援ネットワーク	民間と行政が連携し、子育て支援情報と住宅情報の一体的提供による子育て世代の住み替え支援や住宅セーフティネットの構築など、活力ある、安心・安全な住環境の実現を目指すもの。平成23年1月に発足した、住宅セーフティネット法に基づく居住支援団体の機能を持つ団体。
	P99、122	埼玉県住宅政策懇話会	県の住宅政策のあり方を検討するために、有識者等をメンバーに設置された組織。平成22年2月から「埼玉県の今後の中・長期の住宅政策のあり方について」検討を行い、平成23年1月に知事に提言した。
	P37	埼玉県防犯優良マンション認定制度	防犯に配慮した構造、設備等を有するマンションを一定の認定基準に基づき審査し、防犯優良マンションとして登録する制度。
	P37、41	埼玉県マンション居住支援ネットワーク	NPOやマンション管理士団体等と市町村の担当課でネットワークを形成し、共同でセミナーや相談会を開催することによって、分譲マンションの管理上の問題解決を図ろうというもの。
	P13、27、29	最低居住面積水準	住生活基本計画の中で、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準としているもので、世帯員数等に応じて、住戸の規模・設備・性能等について基準が定められている。
	P58～69	G h a	→グロスヘクタール
	P58～69	市街地再開発事業	低層木造建築物などが密集した市街地において、不燃化された共同建築物を建築し、併せて道路などの公共施設の整備を行う事業。
	P30	シックハウス症候群	建材や調度品などから発生する化学物質・カビ・ダニなどの室内空気汚染等により、住宅において見られる健康障害の総称。 その症状は、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などで人によってさまざま。
	P9	住宅確保要配慮者	住宅の確保に特に配慮を要する者。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭などが該当する。
P58～69	住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を行うため、住宅等の建設や公共施設の整備等を総合的に行う事業。	
P26、27、39、54、55	住宅市場	個人の住宅建設、分譲住宅の購入、中古住宅の売買、賃貸住宅への入居、住宅のリフォームなど、経済主体の自由な意思に基づき、住宅サービスが生産され、取引され、消費される場。	

	P16、 17、19	<b>住生活総合調査</b>	住宅政策に関する政策立案等の基礎データを得ることを目的に、5年ごとに行われる住宅及び住環境に関する意識・意向を把握するための国土交通省が行う調査。
	P16	<b>住宅需要実態調査</b>	→住生活総合調査(平成20年から名称を変更)
	P11～15	<b>住宅・土地統計調査</b>	住宅政策における政策立案等の基礎的データを得ることを目的に、5年ごとに行われる住宅、住環境の実態に関する総務省が行う調査。(統計法の指定統計調査)最近では、平成20年に実施された。
	P5、48、 49、51 57	<b>重点供給地域</b>	住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域。住生活基本法の制定に伴い、位置づけが、大都市法から住生活基本法に移行した。 ※大都市法：「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」(昭和50年制定、平成2年、平成7年、平成18年改正)。大都市地域における住宅問題に対応するため、住宅及び住宅地の計画的な供給を促進する目的で施行された法律。
	P14	<b>新耐震</b>	昭和53年の宮城県沖地震をきっかけに昭和56年に改正された耐震基準。現行と同程度の耐震性能を持つとされている。
	P12、 14、15、 27、29、 32、38、 39、40、 44 56	<b>ストック</b>	現在或いはある時点までに蓄積された総体をさす。住宅政策などにおいて、これまでに蓄積されて現存する住宅を住宅ストック、既存ストック、或いは単に、ストックという。一般的には、備蓄、在庫、現在使用する分より、余分に確保してある物資や、株式、株券、資本金などをさす。
	P35	<b>スマートグリッド</b>	情報通信技術によって電力の需要と供給を自動的に調整し、電力の利用を最適化する次世代送配電システム。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。
	※頻出	<b>住まい</b>	一般的には、住宅のことを言うが、本計画では、住宅を単に住むための建物として捉えるのではなく、家庭や人を育む欠くことのできない生活の基盤として、また、都市やまちなみの重要な構成要素であり地域における居住環境に大きな影響を及ぼす社会的性格を有するものとして捉えている。そのため、住まいは日々の暮らしや地域とのコミュニティを通し、豊かな生活を行う場として考えている。
	P37	<b>住まいの防犯アドバイザー</b>	住まいの防犯について診断・アドバイスを行う専門家。埼玉県と埼玉県住まいづくり協議会が共催する講習会を終了した防犯の専門家で、埼玉県住まいづくり協議会が登録を行っている。
	P4、23、 27、28、 29、44、 55	<b>セーフティネット</b>	建設現場で、落下や墜落防止のために張る防護網の一種、或いは、困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置をさす。この計画の中では、自力で適正な水準の住宅を確保できない者に対して、行政が直接関与し、健康で文化的な生活を保障していくという意味で使われている。生活の安定を損なう様々な事態に対して、生活の安定を図り、安心をもたらすための社会的な安全装置をさして、社会的セーフティネットという場合もある。
た	P14	<b>耐震改修</b>	新しい耐震基準に適合しないと判断された建物について、耐震性のある建物にするために柱、梁などを補強工事すること。
	P30	<b>耐震診断</b>	建物が大きな地震の際に崩壊等の恐れがないのか、地震に対してどの程度被害を受けにくいといった地震に対する強さ、すなわち「耐震性」の度合を調べること。
	P9、36	<b>団塊の世代</b>	昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。
	P27、37	<b>地域支え合いの仕組み</b>	元気な高齢者などが援助の必要な高齢者などの生活支援を行い、その謝礼を地域商品券などで受け取る仕組み。愛称は「安心おたすけ隊」。

	P27、33 34、41	<b>長期優良住宅</b>	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。基準には、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積などがある。
	P50	<b>中心市街地</b>	都市の中心の市街地であって、小売商業者や都市機能が相当程度集積しており、市町村の中心としての役割を果たしている地域のこと。
	P58～69	<b>土地区画整理事業</b>	一定のエリアで、道路、公園、河川などの公共施設を一体的に整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
	P9	<b>DV (ディーブイ)</b>	ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者(事実婚、元配偶者も含む。)からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれる。近年は、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力(デートDV)も問題となっており、若年層での広がりが指摘されている。
<b>は</b>	P15、 17、30、 44	<b>バリアフリー</b>	住宅や歩道の段差の解消、階段やトイレ等への手摺の設置や、分かりやすい案内表示など、高齢者、障害者等が社会参加や住まいで生活する上でハンディキャップの原因となる物理的・社会的障壁がない状態。
	P15	<b>複層ガラス</b>	ガラスとガラスの間に乾燥空気の層を封入した、熱の伝導が少ないガラス。
	P37	<b>防犯優良マンション 認定制度</b>	→埼玉県防犯優良マンション認定制度
<b>ま</b>	P37、41	<b>マンション居住支援 ネットワーク</b>	→埼玉県マンション居住支援ネットワーク
<b>や</b>	P13、 27、33	<b>誘導居住面積水準</b>	住生活基本計画で、住宅ストックの質の向上を誘導する指針で、世帯人員に応じた面積水準を示したもので、都市型誘導水準と一般型誘導居住水準がある。
	P58～69	<b>優良建築物等整備事業</b>	市街地の環境整備や良好な市街地住宅を供給するため、土地利用の共同化や高度化に役立つ優良な建築物を整備する事業。
<b>ら</b>	P23、 27、35、 54	<b>ライフスタイル</b>	生活の様式をいい、衣食住だけでなく、娯楽、交際などを含む暮らしぶりを指す。近年は、その人間の人生観、価値観、個性を反映した生き方等を表すこともある。
	P54	<b>ライフステージ</b>	年齢に伴って変化する生活段階をいい、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をさす。個人では、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けるなど、さまざまな区分方法がある。
	P40	<b>リフォーム工事検査 制度</b>	リフォーム工事の質の向上を図るため、適切なリフォーム工事が行われているかを検査できる制度。工事内容の標準化による検査マニュアルを用いて、第三者機関によるチェックを実施する。
	P40	<b>リフォーム事業者登 録制度</b>	リフォーム事業者を募って登録し、2ヶ月に一度の定期的講習会などへの参加実績をホームページで逐次公表する制度。これにより消費者はリフォーム事業者選びの判断に一定の客観的基準を得ることができる。登録には指定する契約書を使うほか、埼玉県住まいづくり協議会のホームページ上で必要事項を公表するなど一定の基準を満たす必要がある。平成17年11月から埼玉県住まいづくり協議会が実施。





彩の国 さいたま

---

---

**みんなで作り上げる 住まいの安心・安全と3つの力**  
**埼玉県住生活基本計画**

編集・発行／埼玉県都市整備部住宅課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

Tel. 048-830-5571 (直通)

---

---